

いつもご購入いただき誠にありがとうございます。

社会保険労務士法人 大槻経営労務管理事務所 メールマガジンをお送りいたします。

2014年11月号

-----*.☆

【目次】

▼不定期連載 室長の現場レポート（第12回目）第4室 室長 丸島 和恵

▼大槻事務所だより 11月号

▼大槻事務所スタッフのおすすめの○○（第27回目） 田中 英明編

▼社労士Q&A

▼不定期連載 室長の現場レポート（第12回目）第4室 室長 丸島 和恵

長いクールビズが終わり、通勤電車はネクタイ姿の男性で久しぶりにあふれていました。寒さも日毎に加わってくるようで、私はさっそく引っ張りだした毛布にくるまって寝ております。というわけで、今月の現場レポートは、4月に10年間の延長が決まった“くるみん”のお話です。

延長が決まった後から、急に“くるみん”の取得を考えたいというお客様からのご相談が増えたようです。皆様は、いかがでしょうか。

「“くるみん”って何??」そう思われた方にまずは、“くるみん”について説明をしたいと思います。“くるみん”とは、厚生労働省が作成した子育てサポート企業であることを示すマークを指します。次世代育成支援対策推進法に基づいて、一般事業主行動計画（以下、行動計画）を策定・実施し、計画に定めた目標を達成した場合等に、一定の基準を満たした事業主からの申請を受けて、厚生労働省が認定をします。認定企業になると、“くるみん”という次世代認定マークを商品、名刺、広告、求人広告などにつけることができ、子育てサポート企業であることを内外にアピールすることができます。その効果として、企業イメージの向上や優秀な人材の確保等が期待できるとされています。

先日、雇用機会均等室の方と直接お話しする機会があり、会話の中で“くるみん”の認定が下りなかった残念な事例をお聞きしましたので2つほどご紹介したいと思います。

【変更届が出ていない】

行動計画を提出した当初と「社名」・「代表者名」・「所在地」・「電話番号」が変更になった場合は変更届の提出が必要になるのですが、この届出が漏れていることがあるそうです。行動計画の期間は、2年以上5年以下という長期間になります。社会保険や労働保険の変更届は提出しても、こちらまで頭が回らない、又は担当が違うという理由でそこまで網羅できていないということが見受けられるようです。変更届自体は、行動計画の期間内であれば間に合うそうなので期間の終わりごろには再確認をしてみてください。

【就業規則上の不備】

認定を受けるためには、育児休業等の制度のいくつかの項目を法令で義務付けられているものより手厚くしなければなりません。育児休業規程では確かにそのように制度を作っているものの、その対象者が社員のみであったり、社員のみであるかのようにしか読めない就業規則があるようです。「読めない」というのがポイントで会社側は、当然適用しているつもりなのですが、規則の文脈上では対象になっていないということです。これは、言葉や条項の使い方に不備があるのですが、適用しているつもりでいるだけに大変残念な事例です。

また、平成27年4月1日からはプラチナくるみん認定制度というものが新設されることが予定されています。現行のくるみん認定制度よりも高い基準（男性の育児休業取得率は13%以上等）を満たすと認定を受けることができ、税制面での優遇も受けることができるようになるようです。安倍政権では成長戦略の柱の一つとして「女性の活躍推進」を掲げています。多くの女性が活躍するためには仕事と子育ての両立を支援する体制づくりは必須です。これを機に“くるみん”や“プラチナくるみん”の取得をご検討されてはいかがでしょうか。

第4室 室長 丸島 和恵

▼大槻事務所だより

今月のテーマは労働基準法シリーズ「賃金3」懲戒の減給はいくらまで？ です！

http://www.otuki.org/p_otsukidayori/pdf/vol68.pdf

▼大槻事務所スタッフのおすすめの○○（第27回目） 田中 英明編

木々の紅葉も深まり、秋の真っ只中、あと1ヶ月もすれば冬の声が聞こえてくるそんな時期になってきましたね。街がイルミネーションでライトアップされてくると、1年が終わるんだなあと感じるのではないのでしょうか？私はそんな季節の移り変わりを感じるもののひとつに、NHK大河ドラマがあります。1年にわたって主人公の一生を紡いでいく物語もいよいよクライマックスにさしかかり、名残り惜しさがつるとともに、翌年の作品への期待感が徐々に膨らんでいくそんな気持ちでいっぱいになります。

NHK大河ドラマといえば、勘の良い方はもうお気づきかもしれませんね。

今回私がおすすめさせていただくのは、「歴史」です。

皆さんは、「歴史」が好きですか？それとも嫌いですか？

男性であれば、学生時代に、戦国時代の大名、幕末の志士、剣豪や三国志・水滸伝の英雄の活躍に血沸き肉躍ったことがあるのではないのでしょうか？それとも学校の授業や受験で年号や人物名をなかなか覚えることができずに大変苦しい思いをしたので、良いイメージを持っていないという方もいらっしゃるかと思います。

最近では、キャラクター化された歴史上の人物（特に戦国武将）を萌えの対象とした歴史ツウ・歴史好きの歴女と呼ばれる女性が増え、テレビや雑誌でも取り上げられたりしたので皆さんも耳にしたことがあるのではないかと思います。

何を隠そう私は、英雄の活躍に心を躍らせていた子どものころから大の「歴史」好きを自認しております。

ちなみに、参考までに私がこれまで興味を持ってきた遍歴の一部を紹介させていただきます。

戦国時代→三国志・水滸伝→源平時代→飛鳥時代→日本神話→幕末→古代中国（春秋戦国時代）→古代ローマ帝国→ハプスブルク家→近現代史、と移り、現在は専ら南北朝時代（太平記）に嵌っております。わずか50年間の間の戦乱の連続がどうして太平といえるのでしょうか？あえて太平記と題した作者のアイロニーを感じずにはられません。

では、私がおすすめする歴史のポイントをお伝えしたいと思います。

1. 歴史を学ぶことで得られること

明治時代に活躍した岡倉天心のことばに、「歴史の中に未来の秘密がある。我々は、我々の歴史の中に、我々の未来の秘密が横たわっていることを本能的に知る」というものがあります。「歴史」を学ぶことを通して先人の知恵・経験を学ぶことができます。書店のビジネス書コーナーに歴史をテーマにした書籍も数多く出版されており、実際に手にとりお読みになっている方々も多いのではないかと思います。

2. 歴史が好きな方へ ～よりコアに歴史に触れましょう～

私が実際に子供のころ（小中学生）取り組んでいたことは、家系図・年表・人物事典づくりです。

天皇家、藤原氏、源氏・平家、足利將軍家、主だった戦国大名などを図書館の文献等で調べてノートにまとめ上げます。小学生のときの自由課題で、歴代天皇家の家系図を模造紙8枚くらいにまとめたものを

夏休みの自由課題で提出した覚えがあります。

意外にもこの家系図・年表づくりが役立ったのは、医療保険制度、公的年金制度の法改正もこの手法を用いることで、自分なりに知識の整理・集約をすることができました。(あまりにも膨大なので途中で書籍を購入してしましましたが…)

3. 歴史が嫌いな方へのおすすめ ～こういった歴史もありますよ～

「歴史」好きにはなるのは難しいといった方であっても、ご自身が勤務されている会社の歴史であればあまり苦にはならないのではないのでしょうか。

私は担当させていただいたお客様の会社の歴史、業界の歴史を自分なりに調べてみることにしているのですが、何かの折に担当者の方とお話しできた際に、共通の話題として会話が膨らんでいくことができました。

会社の歴史を学んでみることで、今まで以上に誇りを感じ、日々の仕事にも強い気持ちをもって臨むことができるのではないかと思います。なぜなら、会社の未来の歴史を築き上げるという事業にあなた自身が参画されているのですから！

最後になりますが、歴史の好き嫌いにかかわらず、皆さんにおすすめしたいのは、……自分の歴史(ルーツ)について調べてみることです。自分の先祖はどういう人たちだったのか？祖父母の上の世代となると名前すらも知らないといったことは珍しくないかもしれません。先祖の戸籍を辿っていても、古すぎると戸籍そのものが廃棄されてしまっていますので、途中までしか辿ることができないかもしれません。しかしそれでも先祖なくして今の自分が存在しなかったということを再認識することができますし、今後の人生の過ごし方がもっと違ったものになるのではないかと思います。

田中 英明

平成 19 年入所。第一室所属。アロマ好きが高じてアロマセラピーアドバイザーの講習まで修了。

▼社労士Q&A

Q. 私傷病休職より復職する社員がリハビリ勤務を申出た場合、会社はリハビリ勤務を必ず実施しなければならないのでしょうか？

A. 会社がリハビリ勤務を実施すべき法的義務はありません。

原則として、リハビリ勤務制度を設けるかどうかは会社が決定することができます。

リハビリ勤務と言っても、社員が申出る勤務形態は多種多様になりますので、制度を設ける場合には、就業規則にあらかじめルール化しておくことが望まれます。リハビリ勤務に入るまでの手続き、

休職期間中に認めるのか否か、リハビリ期間、リハビリ期間中の賃金などを、会社の実情に応じて検討し、制度設計する必要があります。

大槻事務所 メンタルヘルスプロジェクト

◆こちらのメールマガジンは、当所お取引のお客様、当所主催・共催セミナーにお申し込みいただいたお客様、当所職員がお会いして名刺交換させていただいたお客様、当所ホームページよりメールマガジンの購読お申し込みいただいたお客様にお送りしています。

メールマガジンの停止または配信先の変更について、大変お手数ではございますが下記の URL にてお手続きをお願いいたします。

<http://www.otuki.org/index.php?act=mailmaga>



◆編集後記

先日、社員旅行に参加してきました！私事ですが、熊本・長崎は初めてでしたので、見るものすべてが新しく楽しい2日間となりました。美味しいものを食べて、ゆっくりと温泉につかり、心のリフレッシュが出来たと思います。

さて、私の所属する給与センター室では年末調整業務がスタートしました！今年も残りわずか2ヶ月です。やり残したことがないように、スケジュールをしっかりと立てて、楽しい年末を迎えましょう！！

編集 発行：社会保険労務士法人 大槻経営労務管理事務所 鈴木 沙織

問い合わせ：このメルマガ E メールアドレスは送信専用です。お問い合わせは下記の URL にてお手続きをお願いいたします。↓↓

https://ssl58.heteml.jp/ipocket/form_otsuki/index.php?act=form_contactus

Web サイト： <http://www.otuki.org/>